

# 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

川越町長 様

申告の理由	種 别		標識番号 (ナンバー)	川越町
廃 車	原動機付自転車	小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc、0.05L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙 (90cc・0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲 (125cc・0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	廃車年月日	令和 年 月 日

所有者	住 所 又は 所在地	〒□□□一□□□□			主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ( )		
	(フリガナ)					2. ( )		
	氏 名 又は 名 称				車 名	型式及び年式	原動機の型式	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号			型年式		
納税(申告)義務者 使用者	住 所 又は 所在地	〒□□□一□□□□			車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	
							cc・L kW	
					長 さ	幅	最高速度	
					cm	cm	km/h	
	標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由					
	1. 有 2. 無		イ. 盗難　ロ. 紛失　ハ. 破損　ニ. その他( ) [具体的に:]					
	盜難届出	届出年月日	令和 年 月 日	被害年月日	令和 年 月 日			
届出警察署		警察署 交番・駐在所						
受理番号								
届出者	住 所 又は 所在地	※届出者記載欄						
	(フリガナ)	私(届出者) _____ は						
	氏 名 又は 名 称	(納税義務者) _____ より						
	電話番号	確かに委任を受け、当該申告書を届出いたします。 年 月 日 (届出者) _____						

## 記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税（申告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。  
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 6 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を〇で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を〇で囲むこと。なお、標識の辺納のない場合については、その理由に該当する項目を〇で囲み、具体的な理由を〔　〕内に記入すること。
- 10 「盜難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盜難」に該当する場合に、その盜難を届出した年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

## 備考欄

### （軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

**第447条 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところにより、総務省令で定める様式によつて、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。**

### （軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪）

**第448条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。**